

養育医療の給付を申請される方へ

■ 制度の概要

この制度は三鷹市にお住まいの乳児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。
入院日から3か月以内に申請する必要があります。

■ 給付の対象等

1 給付の対象	次の（１）又は（２）に該当する新生児 （１）出生時体重 2,000 グラム以下の方 （２）生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況（運動不安、けいれん、運動異常） イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分 30 以下等） エ 消化器系（生後 24 時間以上排便がない、48 時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 給付の内容	医療費(健康保険が適用されるもの)の養育医療適用分を三鷹市が助成をします。 ※養育医療の対象とならない医療費 (1)有効期間外の医療費 (2)通院医療費 (3)個室料、紙おむつ代、診断書代等の保険適用外の医療費については自己負担となりますので、医療機関の窓口でお支払いください。 ※養育医療券が送付される前に医療費を支払う場合は、精算方法等について医療機関に確認してください。(三鷹市へ医療費を請求することはできません)
3 医療券の有効期限	意見書に記載されている治療期間に基づき有効期間を決定します。 (最大満 1 歳の誕生日の前々日まで) ※入院治療のみ有効です。
4 医療機関	指定養育医療機関

■ 必要書類 申請の際には以下のものをお持ちになり、**三鷹市総合保健センターに申請**してください。

1 養育医療給付申請書	保護者の方が 記入してください。
2 養育医療意見書	主治医 に記入、押印してもらってください。 ※意見書の内容が不明確な場合、必要に応じて担当課から治療内容等を問い合わせる場合があります。
3 世帯調書	保護者の方が 記入してください。給付対象となるお子さんと同一世帯の方全員記入
4 住民税が課せられている方全員の 個人番号 （マイナンバー）と 身分証明書	住民税が課せられている方全員の個人番号カード、若しくは個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）（コピーでも可）
5 同意書	世帯調書に書かれたご家族のうち、住民税が課せられている方全員記入（自ら署名する）。
6 住民税課税（非課税）証明書	※裏面の表1 をご確認ください。
7 健康保険証	給付対象となるお子さんの健康保険証、若しくは加入予定の保護者の健康保険証（コピーでも可）

【裏面もご覧ください】

■表1 住民税課税(非課税)証明書について

申請時期	住所地	証明書
令和4年1月 ～令和4年6月	令和3年1月1日時点で 三鷹市民だった方	<u>令和3年度</u> の住民税課税(非課税)証明書をご提出ください。(同意書のご提出をいただいた方は不要)
	※上記に当てはまらない方	前住居地で発行された <u>令和3年度</u> の住民税課税(非課税)証明書(令和2年の住民税が記載されているもの)をご提出ください。
令和4年7月 ～令和5年6月	令和4年1月1日時点で 三鷹市民だった方	<u>令和4年度</u> の住民税課税(非課税)証明書をご提出ください。(同意書のご提出をいただいた方は不要)
	※上記に当てはまらない方	前住居地で発行された <u>令和4年度</u> の住民税課税(非課税)証明書(令和3年の住民税が記載されているもの)をご提出ください。
前年(令和3年)に <u>外国で勤務</u> をしており、源泉徴収票を交付されていない方		戸籍の附票など、海外に滞在していた期間を確認できるものをご提出ください。
生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方		生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯であることの証明書をご提出ください。

■医療券交付までの流れ

申請書類を審査します。給付が決定すると、医療券が交付されます。

三鷹市総合保健センターの窓口へ申請書類を提出してから30日程度で発券されます。

※審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

■医療券を受け取ったら

指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

■その他

事項	備考
入院期間が延長する場合	継続協議書、継続意見書が必要になります。 申請書類は三鷹市総合保健センターにあります。
転院する場合	転院前の病院では追加意見書、 転院後の病院では新規申請と同様の書類が必要になります。
住所・保険証等を変更した場合	医療券を持参し、三鷹市総合保健センターの窓口にお越しください。 保険証の変更の場合は、新しい保険証を持参してください。
医療券を紛失した場合	再交付申請書の提出により再発行します。申請書類は三鷹市総合保健センターにあります。
三鷹市外に転居する場合	転居後は三鷹市の医療券は使用できませんので、三鷹市総合保健センターに返却してください。 転居後も養育医療を継続する場合は、転居先の自治体にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

三鷹市総合保健センター(三鷹市健康推進課)

三鷹市新川 6-37-1

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階

0422-46-3254